

案内

小林市役所本庁 窓口業務の時間延長

異動等による窓口の混雑を緩和できるように次の日程で本庁窓口業務の開庁・時間延長を行います。

※異動届による転校・入学手続きについては、学校が執務時間外のため、必要な手続きがすべて終了しない場合は改めて学校へ出向いていただくこともあります。 ※詳しくは問い合わせください。

開庁・延長日程

- 〔3月〕
- ◆26日(土曜) 8時30分～17時15分
- ◆27日(日曜) 8時30分～17時15分
- ◆28日(月曜) 19時15分まで
- ◆29日(火曜) 19時15分まで
- ◆30日(水曜) 19時15分まで
- 〔4月〕
- ◆2日(土曜) 8時30分～17時15分

その他

債権還付 (株)大丸友の会会員 還付手続き開始

平成23年1月3日、(株)大丸友の会が、民事再生手続開始の申立を行ったため、「お買い物券」や「積立金」の還付を受けることができます。

- ◆債権の「申出書」の受付締切 平成23年5月2日(月曜)
- ◆債権の申出に必要な書面
- ◆「申出書」
- ◆「還付を受ける権利を有することを証する書面」
- ◆「本人確認のための公的証明書の写し」
- ◆「申出書」用紙の入手方法
- ◆九州経済産業局ホームページからダウンロード
- ◆市民課人権協働グループ

債権の「申出書」の提出方法

- ◆現地受付で申出する方法
- ◆日時(土・日曜、祝日含む)
- ◆3月15日(火曜)
- ◆3月23日(水曜)
- ◆9時～18時
- ◆場所
- ◆都城市都北町5225番地1
- ◆都城圏地域産業振興センター1中展示場

◆3日(日曜)

8時30分～17時15分
※3月26日・27日・4月2日・3日は、市民課・ほけん課・子育て支援課のみ開設します。

窓口開設先

市民課、ほけん課、介護保険課、生活環境課、学校教育課、子育て支援課・福祉課

取扱業務

住民異動届(転入・転出・転居)、証明書(印鑑・所得・税額・納税)、住民票、戸籍謄抄本

問：市民課

Tel.23・1112

今年に入り、小林市内で火災が多発しています。火の元には充分ご注意ください。また、野焼きを行う場合は、10日前までに消防署および農業振興課(山林から1キロ以内の土地で行う場合)へ届け出をし、風が強い日は行わないなど、充分にご注意ください。

- 問：総務課 Tel.23-0220
- 農業振興課 Tel.23-0300
- 中央消防署 Tel.23-0119

地域医療

「ととと」つないで 地域医療を守りましょう

医療や健康を主体的に考える活動を展開している小林市の住民団体「地域医療を考える会」では、活動の輪をさらに広げることを目的に缶バッジを制作しました。

「みんなで手と手をつなぎあい、医療や健康を大切にす活動の輪が広がっていく」そんなイメージを表現しています。購入および問い合わせは地域医療を考える会事務局までご連絡ください。



▲缶バッジは1個100円で販売。デザインは絵柄の違うピンク・黄色・緑の3種類です。

問・販売

地域医療を考える会事務局
(地域医療対策室内)
Tel.22・3008

登録会員数

2,074名
(平成22年12月31日現在)

◆献体数 797名
(平成22年12月31日現在)

問

地域医療対策室
Tel.22・3008

小林高等職業訓練校 パソコン教室(有料)

◆講座内容(定員各15名)
◆パソコン初級
(ワード入力・インターネット)
毎週火曜 18時30分～21時
◆エクセル中級
(販売・顧客管理活用)
毎週木曜 18時30分～21時

申込締切

4月5日(火曜)
※申込者が5名未満の場合は実施できませんのでご了承ください。

申・問

小林高等職業訓練校
Tel.23・6800

消防団員募集中



自分の町をみんなと
いっしょに守りませんか。
小林市消防団では、郷土を愛する新入団員を募集しています。
消火・防災活動や、救助・救出活動などを行う「一般団員」のほか、女性だからこそできる活動を展開していただく「女性消防団員」も募集しています。
詳しくは、各地区の消防協力会長(区長)、または総務課消防防炎グループ(Tel.23・0220)まで問い合わせください。

農業経営基盤強化 準備金制度

戸別所得補償モデル対策等の国からの交付金や補助金を受領した農業者は、一定の要件を満たせば税制上の特例措置が受けられます。

制度の概要

国の交付金等を農業経営改善計画等に従って農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入できます。さらに農業経営改善計画等にない5年以内の積み立てた準備金を取り崩したり、受領した交付金などをそのまま用いて農用地や農業用機械の固定資産を取得した場合、圧縮記帳ができます。

対象者となる農業者

認定農業者(個人・農業者産法人)・特定農業法人
※交付金の交付対象者であり、かつ、青色申告により確定申告を行う農業者が対象。
(現在、個人の方で23年分から青色申告を行うとする場合は、3月15日(火曜)までに小林税務署に「所得税の青

対象となる交付金等

・水田経営所得安定対策
・戸別所得補償モデル対策等ほか

手続き先

九州農政局
宮崎農政事務所農政推進課
Tel.880・0801

宮崎市老松2丁目3・17
Tel.0985・22・3184

※制度の適用を受けるためには、農林水産大臣の証明が必要となります。

問

九州農政局
宮崎農政事務所農政推進課
Tel.0985・22・3184
九州農政局
宮崎農政事務所地域第1課
Tel.0985・23・3966
農業振興課
営農支援グループ
Tel.23・0300
JAこばやし農業企画課
Tel.23・1676